

福岡こども短期大学

平成 29 年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

福岡こども短期大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、福岡こども短期大学は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」は、在学生・教職員全ての教育活動の根幹として明文化され、短期大学の使命・目的及び教育目的も、豊かな人格形成及び「幼児教育者・保育士養成」と、学則上に具体的に明記されている。また、短期大学の使命・目的及び教育目的を体系的に整理し、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映するとともに、それらを達成するために必要な教育研究組織が整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを公表し、保育者としての資質や適性に関する独自の入学者選抜を実施している。入学定員を削減する一方、高校訪問やオープンキャンパス、学生による幼児教育研究会活動等を通して幼児教育・保育の意義や魅力を伝え、志願者の増加に努めている。

カリキュラムポリシーを公表し、幼稚園教諭と保育士及び養護教諭の養成課程のための教育課程を体系的に編成している。全学生が履修する「幼児教育研究Ⅰ」「幼児教育研究Ⅱ」の授業では、公開講座や付属園の行事などで学生の発表の機会を設け、大きな成果を挙げている。ピアノ伴奏法の授業等では、教授方法の工夫・開発を行っている。各クラスに、学生の出身地区や出身県ごとに地区アドバイザーを置き、担当教員が学生とのコミュニケーションを図りながら適切な指導や助言を行っている。また、学生一人ひとりが利用できる「キャンパスプラン学生 Web サービス」を運用し、シラバスの閲覧、単位の取得状況や履修状況、授業への出席状況の確認が行えるようになっている。開学以来、幼稚園・保育所等への高い就職率を保っている。教育目的を達成するために必要な専任教員を適切に配置している。また、校地・校舎とともに、短期大学及び法人が設置する大学との共有地・共有部分を含め短期大学設置基準上必要な要件を十分満たしており、かつ有効に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人及び短期大学は、「学校法人都築育英学園寄附行為」及び「福岡こども短期大学学則」で示すとおり、教育の質保証のため、教育基本法、学校教育法、私立学校法、設置基準などの関連法令を遵守し、管理・運営を行っている。

短期大学の学長は法人の総長として理事の任についており、経営の最高機関である理事会には必ず教学を代表する理事が出席しているので、法人と経営と教学とが一体となり、

福岡こども短期大学

短期大学の使命・目的の達成に向けて、意見の調整、合意形成を円滑に行い、戦略的に意思決定ができる体制を整備している。また、法人の運営、教育研究活動の充実、その他の業務や財政基盤の適正化について、方針を協議・決定している。

学長は、教育研究活動に関する事項の最高意思決定者として、教育研究に関わる全ての業務を統括している。また、短期大学の意思決定組織は、学長のリーダーシップのもと、教授会、部長会（運営会議）、各種委員会を通じて適切に機能している。

会計処理は、学校法人会計基準及び法人経理規程に基づき、適正に実施されている。

なお、収支の状況は厳しいが、同一法人の設置する大学の東京・渋谷キャンパスの再開発計画等による一部校舎の移転補償金の入金が見込め、当面収支バランスの確保が期待できる。

「基準4. 自己点検・評価」について

「自己評価委員会規程」及び「第三者評価に関する規程」に基づき自己評価委員会が設置されている。自己点検・評価は、ほぼ7年周期で実施し、改善活動を継続して行っている。また、エビデンスに基づき客観的に自己点検・評価を行い、教育の改善・向上につながるようフィードバックする体制が整備されている。

総じて、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」は、短期大学の個性・特徴として、在学生・教職員全ての教育活動の根幹となっている。また、財務基盤と収支に課題はあるが、「幼児教育者・保育士養成」を目指すことを教育目的として学則上に明記し、幼稚園教諭と保育士及び養護教諭の養成のための教育課程を編成し、授業や学生支援に工夫を凝らし、就職実績においても成果を挙げ、地域に根差した短期大学として教育活動を展開している。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」は、法人の創始者の教育理念「個性を

伸ばし、自信をつけさせて、社会に送りだしたい」との「個性教育」に淵源（えんげん）を持ち、在学生・教職員全ての教育活動の根幹として明文化されている。

また、短期大学の使命・目的は、建学の精神を反映し、学則の第1条で「幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育に当たる有為な人材を育成」と明示され、その簡潔な文章化は、ホームページの「本学の特徴」「情報公開」において行われ、簡潔化された平易な文章によって学生・保護者等に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学則等において、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づく、学生個人が持つ「第一義諦」（仏教用語で、その人らしさと言われる第一義的特色のこと）を生かした教育で、豊かな人格形成及び「幼児教育者・保育士養成」を目指すことを短期大学の個性として明示している。

また、学則第1条に明記されているように、使命・目的及び教育目的は、法令に適合している。

なお、将来、時勢や社会的要請の変化に対して、短期大学の使命・目的及び教育目的の対応を検討する体制はあるが、現時点では使命・目的及び教育目的の維持を大切にしている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

短期大学の使命・目的及び教育目的を、「学生要覧」をはじめとする各種印刷物、あるいはホームページ等に明示し、学内外に周知している。また、短期大学の使命・目的及び教育目的を体系的に整理し、三つのポリシーに反映している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されている。使命・教育目的の周知に関して、学内では入学式における学長告辞での表明、新年度のオリエンテーションにおいて説明を行っている。また、学外へは、短期大学案内、ホームページに掲載し、またオープンキャンパス、進学ガイダンスにおいて周知を図っている。

建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を、役員と教職員は十分に理解し、支持している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを定め公表し、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に基づき、調査書などの評価とともに事前提出物である「保育者カード」及び面接により、保育者としての資質や適性に関する入学者選抜を実施している。個性や得意分野を生かしながら、総合的な技能、知識、能力を形成するという教育目標に従って、総合的人間力を有し、保育・こども教育への強い関心と素養、意思を持っていることを評価項目とするなど、学生の受入れ方法を工夫している。

平成 28(2016)年度入試に向けて入学定員を削減する一方、高校訪問やオープンキャンパス、学生による幼児教育研究会活動等を通して幼児教育・保育の意義や魅力を伝え、志願者の増加を図り、結果として学生受入れ数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び使命・目的と教育目的に基づくカリキュラムポリシーを公表し、幼稚園

教諭と保育士及び養護教諭の養成課程のための教育課程を体系的に編成している。全学生が履修する「幼児教育研究Ⅰ」「幼児教育研究Ⅱ」の授業で、公開講座や付属園の行事、地域貢献等に積極的に参加して学生の発表の機会を設け、大きな成果を挙げている。

また、ピアノ伴奏法の授業では、簡単に弾けるよう短期大学独自に編曲した教科書を作成し、曲の難易度を示したグレード表と併せて教材として用いるなど、教授方法の工夫・開発を行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

各クラスにクラス担任を配置するのに加え、学生の出身地区や出身県ごとに地区アドバイザーを置き、担当教員が学生とのコミュニケーションを図りながら適切な指導や助言を行っている。また、学生は各自が選択した幼児教育研究会活動に所属し、年3回の公開講座に向け、全教職員が協力して学生支援に当たっている。加えて、各種委員会や各課職員との協働による学生支援体制が整備され、細やかな支援を行っている。

TAは配置していないが、各教員がクラス担任と地区アドバイザー、幼児教育研究会の担当という複数の立場から、連携・協力し、相互に教育支援を行っている。

習熟度の差に応じて、教員が空き時間や放課後等を利用して授業支援を行っている。

中途退学者を減少させるための対策としては、クラス担任・地区アドバイザーと学生課が協働して学生及び保護者と面談を重ね、経済的理由による場合には学校提携の教育ローンや奨学金の相談支援を行う等の支援をしており、その数は年々減少している。

【優れた点】

○クラス担任と地区アドバイザー、幼児教育研究会の担当という複数の立場での教員との関わりによって、学生が学修の方向性や意欲を見失うことのないよう支援している点は高く評価できる。

○学生が「幼児教育研究会」活動に所属し、「こどもの日を祝う集い」「太宰府七夕まつり」「こどもフェスティバル」を公開講座として全学を挙げて開催し、ボランティアとして地域貢献している点や、その積極的な参加・活動報告が公表されている点は高く評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、「学生要覧」に明記している。授業科目については、学生一人ひとりが利用できる「キャンパスプラン学生 Web サービス」を運用し、シラバスの閲覧、単位の修得状況や履修状況、授業への出席状況の確認が行えるようになっている。特に、出席については、全学生が教員から出席状況通知書を配付されており、学生・教員相互で出席管理・確認が確実になされている。

単位が認定されなかった科目については、授業担当教員と、該当学生の所属する地区アドバイザーに対して教務課から速やかに連絡が行われ、必要に応じて面談を行い、状況確認と指導がなされる体制になっている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

卒業と同時に幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、併せて養護教諭二種免許状を取得できるようカリキュラムを編成し、学生の就職を支援している。

就職課に相談窓口を常設し、就職に関する情報を提供するとともに、1年次の11月から就職ガイダンスをスタートし、就職支援に当たっている。地区アドバイザーによる模擬面接や論文の指導を行う等、より実践的な指導を取入れている。平成 27(2015)年度以降、内定者に対する「就職支援アンケート」を実施し、その結果を就職支援改善に役立てている。就職支援に対する学生の満足度は高く、開学以来、幼稚園・保育所等への高い就職率を保っている。

卒業生の就職先を対象に、1年経過後に「本学卒業生に対する評価」についてのアンケート調査を実施している。その調査結果については教職員間で情報共有し、教養・専門教育にフィードバックしている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「授業評価アンケート」「実習後の自己評価アンケート及び実習先評価表」「キャンパス

生活満足度調査」「就職先アンケート」「就職支援アンケート」などにより教育目的の達成状況を点検し、評価している。

また、教育目的達成状況の点検と評価結果をもとに授業内容と方法及びそれぞれの学生指導、就職指導等を検討し、改善に反映している。

就職時と卒業時の調査結果、就職に対する満足度は概ね高い値を得ており、教育目的の達成状況の点検・評価は良好である。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の諸問題への相談については地区アドバイザーとクラス担任が担当し、解決に努めている。学生サービスについては「キャンパス生活満足度調査」を実施し分析・検討の上、地区アドバイザーとクラス担任を中心とするきめ細かい支援により生活満足度を向上させ、また学生サービスに対する調査と意見箱により意見をくみ取るよう配慮している。

独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金を中心に紹介し、学生に対する経済的な支援を行っている。

課外活動としての付属園をはじめ近郊の幼稚園、保育所、社会福祉施設、特別支援学校などの行事にボランティアとして積極的に参加する学生への支援を行っている。

保健室・学生相談室・カウンセリング室を設置し、健康診断や体調不良の応急措置や日々の健康相談などを行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準に定められた人数を超える専任教員を確保し、年齢構成のバランスに配慮して配置している。

教員の採用・昇任は、「福岡こども短期大学 教員資格審査規程」「都築育英学園任免規程」等に従って運用している。

FD 活動としては、不定期であるが「こども教育勉強会」を開催し、教職員や卒業生、学生を対象に専門領域の研究について発表し、教員の資質・能力の向上に寄与している。

保育者養成のみならず一般社会人としての素養のための教養教育の授業を実施しており、またマナー教育、情報技術等にも力を注いでいる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎ともに短期大学及び同一法人の大学との共有地・共有部分を含め短期大学設置基準上必要な要件を十分満たしており、また教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、体育施設、実習・造形・音楽などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

教育目的達成のため適切な規模の図書館を有しており、また IT 施設を整備するとともに快適な教育研究環境を維持し、その改善に努めている。

授業を行う学生数の適切な管理については、厚生労働省の指定保育士養成施設設置基準により定められたクラス編制で教育効果を十分に挙げられるようにしており、各科目の内容と特徴を学生が理解しやすい形態で実施している。

【優れた点】

- 福岡県太宰府市のキャンパスには、広大なイングリッシュガーデンを整備し、四季折々の自然環境として地域にも開放し、地域貢献の一役を担っていることは高く評価できる。
- 実習施設としての役割を兼ねる「こども劇場」は本格的で安全性が確保された舞台設備であり、学生の実習・発表等に利用されるとともに隣接の幼稚園・保育園はじめ近隣の幼児と学生の交流の場としても活用されていることは評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の使命・目的を実現するために、年 3 回定例理事会を開催、必要に応じ年数回臨時理事会を開催して経営に関する事項を審議・決定している。また、短期大学では、教授会を 3 か月に 1 度、年間 4 回開催し、教学に関する重要事項を審議している。

法人及び短期大学は、「学校法人都築育英学園寄附行為」及び「福岡こども短期大学学則」で示すとおり、教育の質保証のため、教育基本法、学校教育法、私立学校法、設置基準などの関連法令を遵守し、管理・運営を行っている。

建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を念頭に置き、環境保全、人権、安全への配慮に加え、全ての学生、教職員が互いの個性を尊重し合う環境を整備すべく、日々尽力している。ホームページ等を通じて、教育情報及び財務等の経営情報を公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、定例の 3 回（予算、決算、補正予算）を基本として、定期的で開催している。また、理事の定数は寄附行為第 5 条で定められているとおり満たしている。

短期大学の学長は法人の総長として理事の任についており、経営の最高機関である理事会には必ず教学を代表する理事が出席しているので、経営と教学とが一体となり、短期大学の使命・目的の達成に向けて、意見の調整、合意形成を円滑に行い、戦略的に意思決定ができる体制を整備している。また、法人の運営、教育研究活動の充実、その他の業務や財政基盤の適正化について、方針を協議・決定している。

評議員会は、理事会の諮問機関として、議案を検討し、理事会に対し意見を述べており、理事会の意思決定を支え、チェック機能を担っている。また、監事は、理事会にて学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は、学則第 52 条に定めるところにより、教育研究活動に関する事項の最高意思決定者として、教育研究に関わる全ての業務を統括している。また、学長を補佐する役割として副学長を置き、教学に関する学長のリーダーシップを補佐している。

学長は、法人の総長として各種方針や施策のトップダウンを行うとともに、学長として教授会等での意思決定とリーダーシップを発揮している。

また、短期大学の意思決定組織は、学長のリーダーシップのもと、教授会、部長会（運営会議）、各種委員会を通じて適切に機能している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

経営の最高意思決定機関である理事会には、学長が必ず教学を代表する理事として出席し、法人の意思決定に参画しているため、経営と教学が密接に連携をとれる体制となっている。

法人と短期大学は、使命・目的と教育の質保証を意識し、相互チェックにより、ガバナンスの機能性を確保している。

また、学長は、法人の総長として各種方針や施策のトップダウン、他方、学長として意思決定とリーダーシップの発揮とともに、教授会や各種会議における教職員からの意見・アイデアの聴取、学生に関する情報収集と共有化により、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が円滑に機能している。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

理事長及び学長のもとに、法人事務局、短期大学事務局などの事務組織が編制され、それぞれ局・部・課には管理者として局長・部長・課長が配置されている。また、情報の共有、意見交換のため、事務役職者が参加する課長会議を定期的に行い、当初に定められた活動目標、活動予定と照らし合わせ、活動内容を総括し、自己点検する体制となっている。

教授会には、短期大学事務局の事務長及び各課長等と法人本部から事務局長がオブザーバーとして出席している。これにより、教学組織の動向を把握し、事務組織として円滑な連携を図っている。各種専門委員会には担当部署の事務職員が計画等の立案担当としても参画しており、教学組織と事務組織の意思疎通が図られている。

平成 28(2016)年度には、全ての教職員が参加する研修会を開催し、短期大学の使命・目的を実現するため、教職員の資質・能力向上の機会を設けている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人は 5 年間の中期収支計画を基盤として各年度収支を詳細に把握し、適切な財務運営を行っている。予算編成は短期大学などの各部門で事業計画に基づく予算積算書を作成、法人事務局が各部門にヒアリング等を行い、予算原案を作成している。

なお、学生生徒等納付金の減収を主要因として、連続して基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）のマイナスが続く等、収支は厳しい状況にあり、また土地などの固定資産は減少し、繰越収支差額はマイナス幅を拡大しているが、近年、同一法人の大学の東京・渋谷キャンパス地域の再開発計画が始動し、大学の一部校舎の移転に伴う補償金の入金が見込め、当面、収支バランスの確保が期待できる。

【改善を要する点】

○入学者確保及び退学・除籍者縮減による学生生徒等納付金の増収や、外部資金の獲得などにより、経常収支の改善を図り、純資産を充実するなど、財務基盤を強化するための改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び法人経理規程に基づき、適正に実施されている。

公認会計士による私学振興助成法に基づく会計監査及び監事による法人監査規程に基づく監査は厳正に実施されている。

公認会計士による監査は、多くの日数と時間をかけ、日常の会計処理について会計基準にのっとった適切な処理であるかを監査している。監事による監査は、決算時に行う定期監査と必要の都度行う臨時監査とがあり、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行いながら効率的な監査を実施している。

法人では、公認会計士及び監事に提出する書類や資料等を正確かつ迅速に作成し、指導を受けた事項については、速やかに改善、処置を行い、適切な会計業務運営の資としている。また、会計関係職員を講習会に参加させるなど知識・技量向上等に務めている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「自己評価委員会規程」及び「第三者評価に関する規程」に基づき自己評価委員会が設置されている。特定の事項について協議検討を行うため、教務・学生・入試・就職・実習等の各種委員会を置き、恒常的な自己点検・評価を行い、必要に応じ教授会に諮っている。自己評価委員会メンバーは学科長・副学科長・図書館長・各部長・各教科目の代表者であり、各種委員会には法人本部を含めた職員等も加わり、全学的な体制を取っている。

教育活動に関する事項については、各分野の教員が協働し、PDCA サイクルによる自己点検・評価活動を毎年度行い、年度初めに計画を策定し、年度末にそれらを実行の上、適宜見直しを図っている。

ほぼ 7 年周期で自己点検・評価を実施しており、改善活動を継続して行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

エビデンスに基づき客観的に自己点検・評価を行っており、教育活動の改善や向上につながるよう教職員間で結果が共有され、社会に公表されている。

自己評価委員会は学科長や各部長等で構成され、全学的な推進体制を整えている。委員会は適時開催され、各種アンケート調査の結果を審議し、適切性を確認している。計画実施後は、数値を踏まえた実績に基づく報告をすることで、教職員自らが客観的に達成状況を評価できるよう努めている。アンケート調査は短期大学の現状と短期大学へのニーズを把握するために行っており、各教員にとってはデータ分析を通して現状を認識する貴重な資料になっている。

自己点検・評価結果は、報告書を作成し、ホームページに掲載し社会へ公表している。毎年度の計画と結果は全教職員対象の会議で報告され、質疑応答や意見交換を行うことで、学内に浸透し、教職員間で共有されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

教育研究の質保証と改善のため、自主的な自己点検・評価活動を恒常的に行い、その結果を有効に活用するための PDCA サイクルの仕組みが整備され、教育研究活動の改善を図っている。

自己評価委員会が自己点検・評価の実実施計画を策定、評価項目・実施スケジュールを見直し、各教職員が計画に基づいて自己点検・評価活動を実施、自己評価委員会及び各種委員会が自己点検・評価し、報告書を作成している。

自己評価委員会が作成した点検・評価結果は、教育水準の一層の向上と教育活動の活性化を図るため、学科長・事務長から学長・理事長に報告し、必要な事項は担当部署に指示することで次年度以降の短期大学運営の改善につなげている。改善状況等については自己評価委員会が確認を行っており、PDCA サイクルが確立され機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 地域貢献

A-1-① 本学における地域貢献の展開と貢献度

【概評】

短期大学の地域貢献には、①教員個人の教育・研究に関する社会的活動②全学による地域に開かれた公開講座の開催③短期大学独自のカリキュラムであり建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を具現化する幼児教育研究会活動—という三つのカテゴリーがある。

教員による地域貢献は、幼稚園、保育所、社会福祉施設等における子育て支援に関する講演、実技指導、園内研修講師などの社会活動が挙げられ、また中学・高等学校における職業理解の授業講師など次世代育成の支援も含まれている。

また、毎年夏季休暇中に開催されている「公開保育セミナー」では、卒業生のみならず周辺地域の保育者や子育て中の保護者を対象に教員が専門とする保育総合・言語・体育・音楽・造形・福祉・養護教育などの各分野の実践講座を実施している。

地域への公開講座は、4月には親子で参加の「こどもの日を祝う集い」、7月には周辺地域の方が参加する「太宰府七夕まつり」（太宰府市共催）、10月・11月の土・日には幼児・児童とその保護者が大勢参加する全学生の年間の幼児教育研究会活動の集大成としての「こどもフェスティバル」があり、この三大行事を毎年開催している。

これら以外にも幼児教育研究会が、単体あるいは合同で地域や近郊の自治体の催しや保育関連施設、障がい児施設等の社会福祉施設に出向き、活動や支援を実施しており、災害ボランティア活動にも展開している。以上の活動、地域貢献に対して地元自治体である太宰府市から、平成 24(2012)年に「市民活動賞」が授与された。なお、幼児教育研究会活動とは、一般的なクラブや同好会の内容も含めた建学の精神に基づく専任教員によるゼミ形式の実践的授業であり、保育者養成のための独自のシステムで学生が 2 年間の活動を通じて地域行事に積極的に参加していることは高く評価できる。

